

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会について

1 設置目的

広域連合の運営に関する重要事項を調査，審議し，意見を述べるために設置された広域連合長の諮問機関である。（広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会設置条例）

2 組織

「学識経験のある者」，「医療機関等関係者」又は「医療保険の保険者及び被保険者の意見を代表する者」のうちから広域連合長が委嘱した15人（任期2年）で構成されている。

3 令和3年度の開催状況

今回は第1回目の開催となる。（今年度は2回の開催を予定）

4 今回の開催目的

広島県後期高齢者医療広域連合における令和4年度及び令和5年度の保険料率の設定について各委員の意見を聴くため。

